

**対象者（薬学生・既卒薬剤師）向け
茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金に関するQ & A**
(第1版)

Q 1 現在、学生ですが、在籍している大学は、国内のどの大学でも、対象となりますか。

A 1 茨城県内の薬剤師不足地域内の病院において勤務を希望される方であれば、対象となります。

なお、6年制の薬学部であり、薬剤師国家試験の受験資格が得られる必要があります。

Q 2 茨城県内の病院に勤務していますが、対象となりますか。

A 2 県内の医療機関（病院及び診療所）に勤務されている場合は、対象となりません。

Q 3 茨城県外の病院に勤務していますが、対象となりますか。

A 3 茨城県内の病院薬剤師不足地域内の病院に勤務を希望される方であれば、対象となります。

Q 4 茨城県外出身ですが、対象となりますか。

A 4 茨城県内の薬剤師不足地域内の病院において勤務を希望される方であれば、対象となります。

Q 5 対象となる「奨学金」はどのようなものですか。

A 5 対象となる「奨学金」は以下のとおりです。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（貸与型に限る。）

イ 茨城県奨学資金

ウ 対象者が在籍している又は卒業した大学の奨学金（貸与型に限る。）

エ その他知事が別に定める奨学金（貸与型に限る。）

（県内市町村が設ける奨学金制度／一般財団法人あしなが育成会が実施する奨学金）

※本人に返還義務がある奨学金となります。

※市町村が設ける奨学金制度において、就業先等の制限があり、本事業の要件を満たせない場合は対象になりません。

Q 6 現在無職ですが、対象となりますか。

A 6 茨城県内の病院薬剤師不足地域内の病院に勤務を希望される方であれば、対象となります。

Q 7 補助対象人数は、何人ですか。薬学生と既卒薬剤師で区別がありますか。

A 7 年間で10名を予定しています。薬学生と既卒薬剤師で、人数の区別はありません。申請の確認及び面接等で対象者を決定します。

Q 8 対象者はどのように決定するのですか。

A 8 申請の確認及び面接等で対象者を決定します。

申請書受理後に面接を実施し、結果により判定します。

Q 9 就職する病院は、県内の病院であればどこでもよいですか。

A 9 当事業に参加するため、登録している病院（以下「登録病院」という。）が対象となります。

登録病院の情報については、茨城県薬務課のホームページに掲載しておりますので、確認をお願いします。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakuzaishikakuho/syougakukinhensaishien.html>

薬務課HP▶



Q10 病院から内定をもらっていますが、対象となりますか。

A10 内定を受けている病院が、本事業の対象病院として登録している場合は、対象となります。

Q11 県からの補助金を受け取った後に、確定申告は必要ですか。

A11 県からの補助金は、対象者個人へ支払いを行いますので、確定申告が必要になります。

手続きについては、国税庁及び税務署に確認をお願いいたします。

Q12 自己都合で病院を退職するなど、支援を受けられる条件から外れる場合、すでに受け取った補助金は、返還が生じますか。

A12 原則として、自己都合で本事業から離脱した場合には、県から支払った補助金の額について、年利 10.95%の加算金を付して返還することとなります。

ただし、退職する原因の内容によって、返還を免除する場合があります。

まずは、速やかに担当部署（薬務課）へ連絡をお願いいたします。

なお、病院からの助成分については、所属病院にご確認ください。

Q13 病院に就職し、勤務を開始した後でも、補助金に関することのほかに自分のキャリア形成などについて、相談できる場所はありますか。

A13 はい。担当部署である薬務課で対応いたしますので、対象者用メールアドレス又は電話を活用して連絡をお願いします。

E-Mail : i-pharmacist@pref.ibaraki.lg.jp

電話 : 029-301-3393 (薬務課薬事グループ直通)